

2007年8月30日
ガイドライン事務局

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
ガイドライン第 部に関するワーキンググループ開催報告

1. 日 時: 2007年8月28日(火) 14:00~16:00

2. 参加者: 満田委員、宮崎委員

 ジェットロ側 山田総務部長、ガイドライン事務局(藤崎、植田)

3. 配布資料:

 ジェットロ環境社会配慮ガイドライン第 部(案)

 (7/28WG 統合案を委員会におけるコメントを反映させ満田委員が修正したもの)

 第 部 貿易・投資促進業務における環境社会配慮(案) (ガイドライン事務局作成)

 上記、両案の比較表 (ガイドライン事務局作成)

4. ディスカッションのポイント

貿易投資促進事業における環境社会影響の回避の部分も、ジェットロにとっての(C)SR としてとらえることができるのではないかと。また、ジェットロ事業は大部分が企業を支援するものであることから、ジェットロ自身のやるべきことと企業の CSR 支援とをガイドラインの構成の上で明確に分けるのは難しいのではないかと。

ガイドラインの内容は、それを読むジェットロ職員や企業の人達にとって論旨が明確であるべき。その点において、1)基本的な考え方、2)事業主体としてのジェットロがどのように環境社会配慮に取り組んでいくか、3)さらに、グッドプラクティスの支援や CSR に関する普及・啓蒙活動を行っていく、という構成でまとめる方が、中身がすっきりとして分かりやすいのではないかと。

最初の基本的な考え方の中で、理念的なものをしっかりさせておくことが重要。統合案の修正版の中で、4 点の基本的な考え方について述べているのは、強調の意味もある。また、これらの 4 点については、全体のバランスの問題もあることから、「基本的な考え方」に続く「実施方針」という位置付けにすることも考えられる。

公的な機関の中でもジェットロは最も企業との接点がある。企業の CSR に対する支援はジェットロの活動な重要な柱となり得る。

上記の議論を受けて、事務局案についても修正を検討した上で、次回委員会において第部の構成と内容について議論を続けることとなった。

以 上